

令和4年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和4年6月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第４号	令和３年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について	１
報告第５号	令和３年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	２
報告第６号	令和３年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	３
報告第７号	令和３年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	４
諮問第１号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	５
議案第４５号	茂串ポンプ場防災倉庫整備工事請負契約の締結について	６
議案第４６号	排水ポンプ車の売買契約の締結について	８
議案第４７号	塵芥収集車の売買契約の締結について	１０
議案第４８号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	１２
議案第４９号	四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	１４
議案第５０号	令和４年度四万十町一般会計補正予算（第１号）	別冊

■報告第4号 令和3年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和3年度予算において承認のあった一般会計継続費について、令和4年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、逡次繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

■文化的施設整備事業（継続費の設定期間：令和3年度～令和5年度）

令和3年度の継続費予算計上額（年割額）1億1,234万円のうち、令和3年度内の支出済額2,523万4千円を除いた残額8,710万6千円を、当該年度内に支出が終わらなかった経費として、翌年度に逡次繰越して使用するものです。

（「令和3年度四万十町一般会計継続費繰越計算書」のとおり）

令和3年度継続費予算計上額(年割額)	112,340,000円(①)
前年度からの逡次繰越額	0円(②)
令和3年度継続費予算現額計	112,340,000円(③=①+②)

令和3年度支出済額	25,234,000円(④)
差引残額（翌年度への逡次繰越額）	87,106,000円(⑤=③-④)

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(継続費)

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第5号 令和3年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和3年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和4年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

主な事業として、令和3年度国の補正予算関連事業をはじめ、光回線終端装置再構築事業や新型コロナウイルス対応関連事業、畜産競争力強化整備事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計37件・総額20億6,651万5千円の繰越額となっています。（「令和3年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	4億4,035万2千円	1億3,620万7千円
3. 民生費	7,364万9千円	7,164万9千円
4. 衛生費	607万5千円	
6. 農林水産業費	5億210万8千円	2,300万円
7. 商工費	1,200万円	
8. 土木費	4億8,478万7千円	6,000万円
9. 消防費	4,631万6千円	
10. 教育費	1,385万8千円	
11. 災害復旧費	4億8,737万円	
計	20億6,651万5千円	2億9,085万6千円

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第6号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和3年度予算において承認のあった特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費について、令和4年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

新型コロナウイルス感染症対策事業として1件・100万円の繰越額となっています。
（「令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 総務費	100万円
計	100万円

【根拠法令】

報告第5号に同じ

■報告第7号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和3年度予算において承認のあった特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費について、令和4年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

新型コロナウイルス感染症対策事業として1件・100万円の繰越額となっています。
（「令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 総務費	100万円
計	100万円

【根拠法令】

報告第5号に同じ

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員「山脇 一生」氏の任期が令和4年9月30日をもって満了することに伴い、後任の候補者として「吉本 江利」氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦する者の氏名等】

住 所	四万十町大正 [REDACTED]
氏 名	吉本 江利（よしもと えり）
生年月日	[REDACTED]（62歳）
推薦理由	吉本氏は、令和2年3月に退職されるまでの32年間、公立学校で教職に携わり、在職中は人権に関する研修や支援学級担任として、学校教育全体の中で人権問題に関わってこられました。 これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）
--

■議案第45号 茂串ポンプ場防災倉庫整備工事請負契約の締結について

【要旨】

吉見川浸水対策の拠点として、茂串ポンプ場防災倉庫（1階部分を排水ポンプ車及び災害対応重機等の収納庫、2階部分を茂串ポンプ場の監視及び防災備蓄倉庫）を整備していくこととしています。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和4年度 茂串ポンプ場防災倉庫整備工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 茂串町 地内
契 約 の 金 額	129,030,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 11,730,000 円）
契約の相手方	四万十町平串 584 番地 有限会社三浦建設 代表取締役 三浦 新平
工 期	議決日の翌日から令和5年2月28日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	構 造 鉄骨造2階建 延床面積 411.87 m ² （1階 201.87 m ² 、2階 210.00 m ² ） 主要用途 車庫・備蓄倉庫

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は
製造の請負とする。

入 札 記 録				
工 事 名	令和4年度 茂串ポンプ場防災倉庫整備工事（建築主体）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）			
入 札 日 時	令和4年5月26日 午前10時30分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A			
予 定 価 格 ①	136,356,000 円	最低制限価格	125,447,300 円	
落札決定金額 ②	129,030,000 円	落札率	②／①＝ 94.62%	
契 約 金 額	129,030,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	11,730,000 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町平串584番地 有限会社 三浦建設			
契 約 保 証 金				
業 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
(株)井原組	134,200,000 円			
(株)田邊建設	130,460,000 円			
(有)三浦建設	129,030,000 円	落		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第46号 排水ポンプ車の売買契約の締結について

【要旨】

吉見川浸水対策の拠点として整備される茂串ポンプ場防災倉庫を保管場所とし、緊急時に備えるための排水ポンプ車を購入することとしています。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和4年度 浸水対策第1号 排水ポンプ車整備事業	
契 約 金 額	54,780,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,980,000 円）	
契約の相手方	高知市大谷公園町 20 番 23-13 号 株式会社津島工業 代表取締役 山崎 一徳	
納 入 場 所	四万十町 茂串町 地内	
納 期	議決日の翌日から令和5年3月31日まで	
購 入 備 品	車両本体	・ディーゼルエンジン 排水ポンプ車
	艀装	・操作制御盤 ・発動発電機 ・付属品固定器具
	付属品及び 取付品	・排水ポンプ ・排水ホース ・可搬型照明装置 ・電子サイレン

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 番 号 事 業 名	令和4年度 浸水対策 第1号 排水ポンプ車整備事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和4年 5月19日 午後2時00分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	59,400,000 円	最低制限価格	
落札決定金額②	54,780,000 円	落札率	②／①＝ 92.22%
契 約 金 額	54,780,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 4,980,000 円	
請 負 者 名	高知市大谷公園町20－23－13 (株)津島工業		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(株)荏原製作所 四国支店	辞退		
(株)クボタ中四国支社 四国営業所	辞退		
(株)津島工業	54,780,000 円	落	
いすゞ自動車中国四国(株) 四国支社 高知支店	辞退		
高知トヨタ自動車(株)	辞退		
高知トヨペット(株)	辞退		
高知日産プリンス販売(株)	辞退		
高知日野自動車(株)	入札箱投函による辞退		
トヨタカローラ高知(株)須崎店	辞退		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第47号 塵芥収集車の売買契約の締結について

【要旨】

本町における一般廃棄物の収集運搬業務は、NPO法人四万十町環境・雇用創出協会に業務を委託し、塵芥収集車両については町からの貸与方式としています。

現在、塵芥収集車両はパッカー車6台とダンプ7台の計13台を貸与しており、これらの車両については、計画的に更新整備することとしています。

今回更新する車両は、平成7年5月に初度登録された走行距離約33万kmの車両で、シャーシ部分の腐食により業務に支障を来していること、また、老朽化により多額の修繕費を要していることから更新するものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和4年度 四万十町塵芥収集車購入事業
契 約 金 額	4,972,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 452,000 円)
契約の相手方	高知市大津甲 274-1 高知日野自動車株式会社 代表取締役 濱田 英男
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和5年3月17日まで
購 入 備 品	塵芥収集車 1 台 最大積載量：2,000 kg 車両総重量：5,500 kg 形状：深あおりダンプ

【根拠法令】

議案第46号に同じ

入 札 記 録			
事 業 名	令和4年度 四万十町塵芥収集車購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和4年 5月19日 午後2時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	8,884,700 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	4,972,000 円	落札率	②/①= 55.96%
契 約 金 額	4,972,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	452,000 円
請 負 者 名	高知市大津甲274-1 高知日野自動車(株)		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
いすゞ自動車中国四国(株) 四国支社高知支店	5,494,060 円		
高知トヨタ自動車(株)	辞退		
高知トヨペット(株)	辞退		
高知日産プリンス販売(株)	辞退		
高知日野自動車(株)	4,972,000 円	落	
トヨタカローラ高知(株)須崎店	辞退		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第48号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

【要旨】

本議案は、令和4年度における一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するもので、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年条例第47号)第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和4年度 四万十町指定ごみ袋購入事業
契 約 金 額	7,880,372 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 716,397 円)
契約の相手方	高知市高須新町4丁目1-43 株式会社三井 高知営業所 所長 松木 一夫
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和5年2月28日まで
購 入 物 品	指定ごみ袋 可燃(大) 400,000 枚 可燃(小) 170,000 枚 資源(大) 57,500 枚 資源(小) 27,500 枚

【根拠法令】

議案第46号に同じ

入 札 記 録			
事 業 名	令和４年度 四万十町指定ごみ袋購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和４年 ５月１９日 午前１１時３０分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ		
予 定 価 格①	7,888,100 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	7,880,372 円	落札率	②／①＝ 99.90%
契 約 金 額	7,880,372 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	716,397 円
請 負 者 名	高知市高須新町４－１－４３ (株)三井 高知営業所		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 １ 回		備 考
(有)くにさわ	辞退		
第一化成(株)	辞退		
(株)三井 高知営業所	7,880,372 円	落	
(有)アイシン	7,887,550 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第49号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、過疎化・少子高齢化対策として移住促進に取り組んでおり、その一環として、これまでに移住支援住宅を5棟11戸整備しています。

移住対策としての住居の提供については、この移住支援住宅のほか、民間の空き家物件の紹介や町が空き家を借り上げて整備し賃貸する中間管理住宅など、各種の施策に取り組んでいるところですが、現状では、移住者のニーズに対して供給できる住居の数が少ない状況にあります。

これらのことから、平成22年度に金上野地区に整備した木造展示住宅を移住支援住宅として活用するため、条例を改正するものです。

【改正内容】

条例第2条の表に、金上野移住支援住宅（1棟1戸）を追加します。

【施行期日】

令和4年7月1日

【位置図】



【新旧対照表】

改正後					改正前				
(名称及び位置)					(名称及び位置)				
第2条 移住支援住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。					第2条 移住支援住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。				
名称	建設年度	構造	床面積／1戸当	位置	名称	建設年度	構造	床面積／1戸当	位置
古市町移住支援住宅1号棟	昭和61年	鉄筋二階建	134.30m ²	四万十町古市町22番1	古市町移住支援住宅1号棟	昭和61年	鉄筋二階建	134.30m ²	四万十町古市町22番1
古市町移住支援住宅2号棟	昭和61年	鉄筋二階建	60.38m ²	四万十町古市町22番1	古市町移住支援住宅2号棟	昭和61年	鉄筋二階建	60.38m ²	四万十町古市町22番1
金上野移住支援住宅	平成22年	木造二階建	91.37m ²	四万十町金上野1335番地1	黒石移住支援住宅	平成31年	木造平屋建	29.81m ²	四万十町黒石600番地27
黒石移住支援住宅	平成31年	木造平屋建	29.81m ²	四万十町黒石600番地27	大正移住支援住宅東棟	昭和62年	木造平屋建	39.74m ²	四万十町大正493番地1
大正移住支援住宅東棟	昭和62年	木造平屋建	39.74m ²	四万十町大正493番地1	大正移住支援住宅西棟	昭和62年	木造二階建	37.26m ²	四万十町大正493番地1
大正移住支援住宅西棟	昭和62年	木造二階建	37.26m ²	四万十町大正493番地1					